

北九州市告示第 302-2 号

北九州市市税条例（昭和 38 年北九州市条例第 85 号）第 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年北九州市告示第 14-2 号において別に告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から同年 7 月 30 日までの間に到来するものについて、下記のとおり指定する。

令和 6 年 6 月 27 日

北九州市長 武内和久

1 指定する地域

都道府県名	地域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町
富山県	富山県

2 指定する期日

対象となる期限	指定する期日
令和 5 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の第 4 期及び令和 6 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の第 1 期に係る納期限	令和 6 年 9 月 2 日
令和 5 年度分及び令和 6 年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	令和 6 年 8 月 13 日
令和 5 年度分の固定資産税及び都市計画税の第 4 期並びに令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の第 1 期に係る納期限	令和 6 年 7 月 31 日
令和 6 年度分の軽自動車税の納期限	令和 6 年 7 月 31 日
上記以外の申告等に関する期限	令和 6 年 7 月 31 日